

2011年3月9日

京都府保健福祉部生活衛生課 御中

## 平成23年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会 事務局長 坂本 茂  
京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F  
電話：075-251-1551

今年度は、食の安心・安全にかかわって、大きな社会的な影響をもたらす事案の発生はありませんでした。「京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」によると、府内においても4月1日～9月30日間の法令違反は少数にとどまり、食品衛生上の重大な問題はなかったとのことであり、貴課をはじめ関係部局の方がたのご努力について、ふかく敬意を表する次第です。

### 〔1〕「食品衛生監視指導計画」にもとづく取り組みの「すすめ方」、とくにリスクコミュニケーションの推進について

(1) 昨年次にものべましたが、この間、「食品衛生監視指導計画」にもとづく取り組みがすすめられるなかで、

① 中間時点での実施状況が報告書としてまとめられるようになったことなど、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルを早く回す努力が追求され、次年度の食品衛生監視指導計画案の検討に生かされていること

② 消費者との意見交換会が定期的に行われ、そのなかで食品衛生監視指導計画の実施状況とあわせて、次年度の食品衛生監視指導計画案が報告されるようになったこと

など、リスクコミュニケーションの進展という観点からも、大きな進展があったと考えております。

(2) なお、以下の課題があるように思います。

① 中間時点での実施状況をふまえて、そのことが次年度の食品衛生監視指導計画案にどのように反映されたのかを公表されている文案から読み取ることは、食品衛生分野の専門家でない府民・消費者には容易なことではありません。

2003年に改定された食品衛生法第64条第2項で、監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」と定めており、厚生労働省告示第301号は「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る」としています。

② この取り組みがはじまった当初の趣旨・位置づけにかんがみ、以下のような工夫が必要と考

えます。

(ア)「趣旨」と「基本方向と重点的取組」のあいだに、「昨年度のふりかえりと課題」という項を入れ、前年度PLANがどのようにDO—CHECK—ACTIONされて、次年度PLAN案が考案されてきたのか、簡潔な形で明示する。

(イ)もしくは、このPDCAサイクルのプロセスを「別添」として明示する。

③消費者との意見交換会がこの間、年2～4回開かれ、うち1回は食品衛生監視指導計画をテーマとするものとなっていますが、報告時間が多くをしめ、参加者との意見交換の時間が短いと思います。また貴課からの報告内容も、次年度計画案そのものの説明に多くの時間を割いておられ、食品衛生監視指導計画にもとづく実施状況がどのようなもので、次年度は何を重点にしていくこととしたのか、昨年度計画とのちがいは何なのか、などの点が明瞭でないように思われました。前述したように、PDCAサイクルにもとづく報告内容にしてくださいよう、重ねて要望するものです。

④昨年次にも、また一昨年次にも指摘しましたが、京都府・JA京都中央会・京都食品産業協会・コンシューマーズ京都・当会の5者共催で年1回開催している「きょうと食の安心・安全フォーラム」でも、食品衛生監視指導計画にかかわる取り組みについて紹介していただきたいと考えます。関係部局間での連携をふかめてください。

### 【3】平成23年度「計画案」について

(1) 昨年、「計画案」にたいして当方から、消費者行政一元化・消費者庁設立にたいする対応にかんして「国における消費者行政一元化・消費者庁設立は消費者の長年の願いにそうものであり、これに対応した自治体の態勢強化等が必要です。『実施体制』中の図内には、『くらしの安心・安全推進本部（食の安心・安全部会）』の記述がありますが、機能等について文章に起こして明示いただければと思います」と指摘し、「計画」において「庁内に『くらしの安心・安全推進本部（食の安心・安全部会）』を設置し庁内関係者との連携した指導体制を構築し」の字句が挿入されました。平成23年度「計画案」では、挿入された字句が削除されています。また図中では、たんに「くらしの安心・安全推進本部」となっており、「(食の安心・安全部会)」が削除されています。理解が容易でないところです。部会の開催状況とあわせて、情報提供をお願いいたします。

(2) 収去検査計画についても、本文に書かれている「重点」がどのように個別の検査項目として具体化されているのか、読み取りにくいものになっています。2月25日に開催された意見交換会では、たとえば「微生物学的検査」において、府内産の弁当・そうざいについての検体数を昨年ゼロから100に引き上げ、設置が増えてきた「道の駅」などで提供されている食品を対象とするという報告がありました。検査については、もちろん臨機応変に対応することが大切ですが、平成21年度の府内産弁当・そうざいの検体数は1060であり、平成22年度計画はゼロでした。こうした点についても、なんらかの説明があってよいのではないかと考えます。どのような理由で検体数の増減を計画しているのか、具体的に記述いただくと理解がふかまります。

以上